

各国の法曹養成における学生・修習生の権限（メモ）

2004年4月19日

宮川 光 治

諸外国の法曹養成課程においては、学生・修習生に学習・修習のためにどのような権限が付与されているのであろうか。以下は、手元にある文献・資料による、とりあえずのメモである。

以下の邦語文献・資料によって得られる知見は、アメリカを除くと断片的であるが（とくにドイツ）、それでも、各国とも、いくつかの条件の下で、学生・修習生に一定の権限を付与し、教育効果を挙げようとしていることを理解できる。古い時代には、学生・修習生の能力や熱意を疑問視し、依頼人の弁護士選任権（弁護士依頼権）を侵害するという意見もあったようである。しかし、実施してみた結果、弊害は皆無に等しく、むしろ彼らは熱心に取り組み良い弁護活動を展開するということが理解され、そうした意見は消滅したようである。

アメリカ

各州は、ロースクールの学生のクリニック（臨床教育）における権限について、法律または最高裁判所規則として「学生実務規則」を制定し、それに従い学生が州裁判所内で弁護活動を行うことを認めている。アメリカ法曹協会（ABA）は、モデルルールを定めているが、各州の「学生実務規則」はほぼこのモデルルールと同内容である（もっとも、現在の ABA の見解は異なっている可能性がある。後掲大坂論文 315 頁）。ルールは、ABA 認定のロースクールに在籍し、少なくとも 4 セメスターの期間の学習を終え、ロースクールのディーンが善良な性格、適格な法的能力、十分な訓練を受けていることを認証し、当該法廷活動をする弁護士から裁判所に紹介されることを要件としている。また、実際に法廷活動をするには、依頼人と指導弁護士による書面による承諾が必要である。憲法上あるいは法令上弁護士選任権がある事件については、法廷で指導弁護士が同席していることが必要であるが、そうでない刑事事件及び民事事件については必要でない。これと類似の規則の下での学生の法廷活動を是認した州最高裁判決がいくつか存在する。なお、依頼人を貧困者・低所得者または州に限定する州が多いという。少数ながら、上級審での法廷活動を制限する州がある。

（文献）

- ・ 高野隆「『学生弁護士』はどこまでできるかー刑事クリニックにおける学生実務の法的規制」宮川成雄編著『法科大学院と臨床教育』（成文堂、2003年）291頁以下。
- ・ 大坂恵里「アメリカの学生実務規則」上同305頁以下。

カナダ

アメリカと同様、3年間、ロースクール教育を受けてLL.B.の資格を取得する。ロースクール教育では、アメリカと同様クリニックのカリキュラムがあり、少額裁判所、行政審判所、下位裁判所での刑事手続では、依頼者・被告人を代理・弁護することができるようである。その後、1年半の法曹資格付与コース（BAC）へ進む（ブリティッシュコロンビアを除いて、司法試験はない）。この課程は3段階に分かれ、中間に12か月の実務修習がある。その期間は、法律事務所等で給与を受けながら Student-at-law として修習するが、軽微な刑事事件と民事の少額事件については、依頼者を弁護・代理する権限をもつ。

（文献）

- ・ 飯塚宏「カナダの法曹養成」判例タイムズ814号（1993年）85～86頁。
- ・ 倉地康弘「カナダの弁護士とその養成」判例時報1732号（2001年）15～18頁。
- ・ 宮澤節生「カナダ・オンタリオ州の法曹養成における大学とローソサエティの役割 マリリン・L・ピルキントン教授セミナー」自由と正義1999年12月号52～58頁，62頁。

イギリス

バリスターとなる者とする者は、現在では、学識課程（大学における法律学位課程）の修了後、1年間、バー・ヴォケーショナル・コース（BVC）を、法曹学院ほか、8箇所いずれかでとる。その後1年間、ピュープレッジ（実務修習）の課程がありバリスター事務所で修習するが、最後の6か月間は仮の開業許可書が発行され、自らの名で事件を受任でき、単独で法廷に立つことができる。

ソリスターとなる者とする者は、現在では、1年間、法律学校または大学でリーガル・プラクティス・コース（LPC）を受け、その後2年間ソリシタ事務所等で、トレイニーとして給与を得ながら実務修習する。その仕事については、事務所は顧客に報酬を請求する。

（文献）

- ・ 日弁連欧州法曹養成制度調査団『イギリス・フランス・ドイツの法曹養成』（日弁連，1994年）24～28頁，31～35頁。
- ・ 住吉博「イギリスの法曹教育 バスティン氏及びサイカモア氏の日弁連における講演」自由と正義1999年12月号33～37頁，45頁。
- ・ 司法研修所（鈴木健太・福田剛久・川神裕）編『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』司法研究報告書第53輯第1号（法曹会，2000年）14～16頁。

フランス

司法官（裁判官・検察官）を目指す者は、多くは法学士取得後、国立司法官学校（ENN）に試験を受けて入学し、司法官試補として2年7ヶ月の研修を受ける。研修は、4段階に分かれるが、その第3段階は15か月間の実務修習である。司法官試補は、判決書等の公文書への署名などを除き、指導担当司法官の監督の下で、司法官が行う活動をすべて単独で行うことができる。審問ないし取り調べ、訴訟指揮、証人尋問、当事者とのコンタクト、刑事事件における口頭での論告・求刑なども、司法官の立ち会いなしでも行うことができる。2か月間の弁護修習では、法廷弁論もできる。法廷での弁論では、法服を着用する。

弁護士を目指す者は、多くは法学士取得後、弁護士研修所（CRFP、フランス全土で19ある）に試験を受けて入学し、12か月の研修を受ける。そのうち弁護士事務所での実務修習を最低3か月行う必要がある。その際、例外的に、裁判所の許可により、指導担当弁護士立ち会いの下に、法廷での弁論が認められる場合がある。その後、弁護士適性証明（CAPA）試験に合格後、2年間、研修弁護士として研修する。少なくとも1年間は弁護士事務所研修し、残りの期間は、公証人、検察その他各所で研修することができる。また、弁護士研修所が行う集合研修に出席する義務を負う。研修弁護士は、弁護士の呼称を使用し、弁護士がなしうるあらゆる職務活動を行うことができる。実務研修終了後、研修報告書を提出して研修終了証明を取得し、弁護士会に弁護士登録する。

（文献）

- ・ 日本弁護士連合会『西欧諸国の法曹養成制度 フランス・西ドイツ・イギリス視察団報告書』（日本評論社、1987年）27頁。
- ・ 日弁連欧州法曹養成制度調査団『イギリス・フランス・ドイツの法曹養成』（日弁連、1994年）133頁。
- ・ 山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）281～294頁、367～376頁。
- ・ 同「フランス司法見聞録（13）」判例時報1451号（1993年）14～17頁、「同（15）」同（1993年）1454号18～20頁。
- ・ 川上裕「フランスにおける法曹養成制度について」判例時報1680号（1999年）43～44頁。
- ・ 司法研修所（鈴木健太・福田剛久・川神裕）編『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』司法研究報告書第53輯第1号（法曹会、2000年）323～324頁。

ドイツ

簡易な事案については、単独での権限行使が認められ、法廷活動も可能である。区裁事件については、検察官として独立して仕事をする。

(文献)

- ・ 武藤春光『米国，英国及び西独の法曹教育』司法研修所法曹教育叢書第1号（1962年）156頁～158頁。
- ・ 司法研修所『ドイツにおける法曹養成の現状，批判および改革案』法曹養成教育叢書第2号（1962年）123頁，233～234頁，376頁以下。
- ・ 沖野威『ドイツ・サールランド州の司法修習の実情について』在外研究報告第13号（最高裁判所事務総局，1965年）40～41頁。
- ・ ベルント・M・クラフト「バーデン・ヴュルテンベルク州における司法修習」ジュリスト1016号（1993年）82頁。
- ・ 司法研修所（鈴木健太・福田剛久・川神裕）編『イギリス，ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』司法研究報告書第53輯第1号（法曹会，2000年）176頁。

スウェーデン

資料的に古いですが，下記文献によると，大学では，1科目毎履修し，その試験を受ける。所定の科目を全部履修しそれらの試験に合格すると，法学士試験に合格したこととなる。そして，司法実務修習生の採用は，その試験の成績等を評価してなされる（1983～4年は，申請者の36%を採用）。公務員として給与を得て，地方裁判所または行政地方裁判所を主体庁として修習する。修習期間は，2年半，2年，1年半，1年と四つのタイプがある。多くは，2年半を選ぶ。地裁規則は，修習生の職務権限について規定している。最低6月の修習を経ると，一定範囲の登記事件，遺産目録調書に関する事件，後見事件，遺言書の成立に関する証人尋問，争いのない夫婦財産の分割事件，最低1年修習した者は，証書訴訟，督促手続，破産事件，罰金以下の法定刑の刑事事件，最低1年6月修習した者は，共同申請による離婚事件，非訟事件手続法による事件，について，それぞれ処理する権限を与えられうる。実際に，それらの権限が与えられて多くの事件を処理する。このように，修習は，教育の側面と労働の側面をもつ。修習生の実に90%以上が超過勤務状態であり，労働過重の問題が生じているという。

(文献)

- ・ 萩原金美『スウェーデンの司法』（弘文堂，1986年）62頁，98～128頁。

以上